

令和6年度（2024年度）

第3回東海市上下水道運営審議会会議録

（令和7年（2025年）3月14日開催）

令和6年度（2024年度）第3回東海市上下水道運営審議会会議録

1 開催日時 令和7年（2025年）3月14日（金）

（1）開会 午前9時30分

（2）閉会 午前11時40分

2 開催場所

東海市役所201会議室（2階）

3 議事等

（1）会長あいさつ

（2）審議事項 水道料金の改定について

加入負担金の改定について

（3）その他

4 出席委員（敬称略）

谷口庄一、中野諭、鈴木順子、水谷満広、下村厚子、大村景子、服部和子、堀口美喜雄、加藤龍子、大倉将之

5 欠席委員（敬称略）

久野秀一

6 事務局出席者

水道部長 小林きよみ、経営課長 石濱彰洋、水道課長 片岡靖博、経営課主幹 田中直樹、経営課統括主任 北川徳康、水道課主幹 星野堅、水道課統括主任 柏崎悟史、経営課主任 長谷川将司

7 公開、非公開の別

公開

8 傍聴者数

0人

9 議事内容

令和7年3月14日上下水道運営審議会

事務局：定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回東海市上下水道運営審議会を開催いたします。

本日の審議会は、公開となっておりますので、よろしくお願いします。

事務局：はじめに会長からごあいさつをお願いします。

会 長：(あいさつ)

会 長：それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料1ページから20ページまで説明)

会 長：13ページ目の水量が20%減少するのは、何年後ぐらいのイメージですか。

事務局：特に何年後ということ意識したわけではなく、水量の減少幅に対して費用と収入がどのように変動するのかを確認していただくための資料になります。

会 長：水資源を大事に使おうという社会的な風潮の中で、人口の減少が予測される現状では、人口のシミュレーションと給水量の予測を整合させておく必要があると思います。

委 員：16ページの比較についてですが、知多5市の平均を入れているのは、知多5市の割合が費用負担者の分析で似ているため、入れたのでしょうか。

事務局：特にそういうことではなく、近隣市町では同じ愛知用水を使っており、比較的構造が似ているということで入れさせてもらいました。

委 員：先ほど、5市5町は愛知用水を使っていると伺ったのですが、別のところから給水しているとも聞いています。その場合、料金の差も出てくるのではないのでしょうか。

事務局：東海市の水道は県の管轄で、木曽川からの水を上野浄水場で使用しており、これが東海市の水源の約3分の2を占めています。南部では長良川導水を利用し、知多浄水場で浄水したものを使用しています。

また、水源が変わっても水道の仕入れは県からの購入であるため、値段は同じになります。

委 員：基本料金を上げざるを得ないということは、よく理解できます。逡層度の指標についてですが、東海市の現行値は3.7であり、県の平均や知多5市の平均と比べても非常に高いことを改めて感じました。

大口需要者に負担をかけることは、結果的に市民全体の負担を軽減するというにつながっているものと思います。このように考えると、料金改定には慎重さが求められると感じました。なぜなら、水は私たちの生活において欠かせないものであり、特に単身世帯や独居老人には負担にならないように配慮しなければならないと考えます。

会 長：これまでの説明を聞いたうえで、各委員から一言ずつコメントをお願いします。

委 員：15ページの大口需要者が従量料金の約63%を占めているということは、非常に怖いと思いました。東海市には企業があるため水道料金が低く抑えられています、逆に言えば、企業が無くなった時にどうなるのかが心配です。

委 員：先ほど別の委員が話していたように、少子化と高齢化という人口構成の変化を考慮しなければならないと思います。水道料金収入についてどのターゲットを狙うべきかを考えると、例えば個人の利用者が増えたり、家族構成の変化で家庭の人数が減ったりすることを考慮する必要があり、難しい判断になると思います。どこをターゲットにして値上げの議論を進めるべきかを熟慮しないと、値上げを市民の皆さんに納得していただけるか、懸念が残ります。

委 員：平成21年に従量料金の引き下げがあったことも知らなかったもので、もう16年も経っていることに驚かされます。10年間に1度ほどの頻度で料金を見直していた方がよかったのではないかと思います。

委 員：人口が減少する中で、これからは「どこに負担をかけるのか」というよりも、皆が同じ痛みを分かち合う時期が来たのではないかと感じました。

委 員：過去に水道料金が値下げされたことを、全く知りませんでした。今更ながら、資料の数字を見て、値上げが来たということを痛感しました。

委 員：東海市だけでなく、全国で水道料金の値上げが進んでいます。先ほどの説明によれば、16.8%の値上げを目指しているそうですが、全国では高いところで37%、低くても18.4%の値上げが行われています。また、北海道の自治体では、20%から30%ほど水道料金が上がっているとのことで、驚かされました。私たちはを蛇口をひねればいつでも水が出てくるという当たり前の状況に慣れてしまっています。16.8%の値上げとのことですが、多少無理をしてでも、もう少し多めに上げた方が良いのでは、20%くらいの値上げでも良いのではないかと思います。

委 員：事務局の説明では、2つの論点があったと思います。1つ目は、基本料金の比率を高めていきたいという点。固定費が非常に大きい水道事業を運営する中で、独立採算性を保つためには固定費分を適正な基本料金で回収する必要があり、基本料金の性質に鑑みると、固定費が膨らんでいく中で基本料金の比率を

高めていくことが必要不可欠であると考えます。

もう1つは、料金負担者の負担感に関する部分についてです。18ページを見ると、大口と小口の間で水道料金の格差が大きくなっています。この状態は、東海市の特性ではないかと思います。大口需要者が相対的に重い負担をしているため、消費者の生活が助けられているということは、東海市の特徴の1つであると考えます。ただし、今後の経営状況を踏まえると、給水原価が割れている料金体系は、引き上げる必要があるのではないかと思います。

会 長：工業地帯は工業用水を使用しており、今回の料金には関係ないのですか。

事務局：市北部にある新宝町の工場の一部は、東海市の水道を利用しています。誤解を招かないようにお伝えしますが、私たちが飲んでいる水道水と、大規模な工場などが使用する工業用水には違いがあります。また、自社で井戸を掘ることによって得られる水もありますが、これらは今回の水道料金改定とは関係ありません。

会 長：大口需要者に偏っているということはあると思いますが、水を利用することで企業は利益を上げているので、一般市民よりも多少の負担をかけても良いのではないかという考え方もあります。ただし、今後人口が伸びない中、水需要も伸びが見込めず、国からの補助も減少傾向にあるため、逆に今ある産業をきちんと守っていかなければいけないという考え方もあり、このような大口と小口のバランスを考慮しながら、委員の方が納得しなければ、市民の皆さんも納得できないと思います。

ここで休憩をはさみます。

(10分間の休憩)

事務局：(21ページから31ページまでを説明)

会 長：料金改定案のパターンが3つ挙がっています。事務局からの説明にもありましたが、事務局に10ほどのパターンを作成してもらいましたが、パターンが多すぎると委員が判断しづらいと思い、代表的な3つのパターンのみの提示としました。

委 員：他の委員からも意見があったように、ターゲットをどのように設定するかが

重要になると思います。その中で、料金改定案を3つ示していただきました。例えば案2や案3は、単身世帯にとっては相対的に負担が大きくなる可能性があります。しかし、その一方で、規模の大きい4人世帯やファミリー、さらには店舗などの事業者にとっては、他の二つの案よりも影響が小さくなることが考えられます。

このような影響のインパクトの大きさを明確に説明し、ご理解を得ることは、東海市の将来ビジョンに関わる重要な部分であるため、この委員会で慎重に考える必要があります。

会 長：先ほど事務局から、シミュレーションによる水道料金の改定の説明がありましたが、将来的に東海市の水道事業は、どのようなことを軸に将来ビジョンを考えているのか教えていただければと思います。

事務局：東海市総合計画は、第7次が令和6年度から始まりますが、上下水の指標として、「水道水の安定供給を推進する」や「汚水の適切な処理を推進する」といった目指す姿があります。やはり、能登半島地震や埼玉県八潮市の汚水管の事故を踏まえると、今後のインフラの維持管理を確実に行うことが求められています。市民の皆さんが安心して生活できる体制を、今後も維持していく必要があると考えています。

会 長：一応確認のためお尋ねしますが、30ページの13ミリは、単身世帯の場合、案1が最も高い金額となっており4,500円、案2と案3はそれぞれ4,480円です。これにより、2か月で20円の差が生じます。

次に、31ページの20ミリは、4人世帯での試算ですが、最も負担が大きいものは7,740円と、一番右側に位置しています。この点については、案2と案3を比較すると、案3の方が月あたり50円ぐらい安くなるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委 員：資料でもう一つ欲しいデータとして、日本全国のお子さんの出生率が知りたいです。今、日本の子どもは世帯当たり1人を少し超えた人数だと思しますので、3人世帯数のデータもあると、将来東海市に住んでもこの程度の負担で済むのかがイメージできます。そうすると、今度4人世帯になったとき、どのくらいの使用料になるのかも把握できると思います。

事務局：現状では、そういったモデルケースについては、まだ試算ができていないのですが、作業の時間をいただければ試算することは可能です。ただし、これはあくまで水量を基にしたモデルケースであり、例えば4人世帯でも、水を多く使うところもあれば少ないところもあります。世帯人数からあくまで使用水量を想定し作成したものになります。

資料では2世帯と4世帯の例をお示ししていますが、3人世帯の場合は大体どのくらい水を使うのかというイメージをもとに試算することもできます。しかし、現時点では試算はしておりませんので、また別のタイミングでお示しできればと思います。

会 長：直感的でも構いませんので、どの案が妥当であるかについて委員の皆様からご発言いただければと思います。

委 員：12ページを見ると、東海市の従量料金と基本料金の割合が75%と25%となっており、県内と比べると従量料金の割合が大きく、そこが特徴になっているとのことです。そのため、将来的に市民の方に説明する際に、こういった点についても明確に記載した方が、説明としては良いのではないかと思います。

県内平均との関連性も考慮されると、案1がよいのではないのかと、個人的には思いました。

委 員：別に5市5町で比べる必要もないと思いますが、東海市としては料金改定が必要であること、ここで改定しなければならないことを訴えれば、市民の方々は理解していただけたと思います。人口減少があるため、水道料金についても、やはり基本料金を上げてインフラに回すという形が良いのではないかと思います。

委 員：やはり、給水原価を下回っているという点を改善するべきだと思います。それでは、案2が良いかなと思いますが、生活水準を考えると、1人世帯は多人数世帯と比べると収入が少ないと思います。そう考えると、やはり案1も良いのではないかという気もします。また、現行の工場や店舗などの大口需要者に非常に負担をかけているのであれば、少しでも負担を軽減してあげたいと思います。

委 員：給水原価を割らない金額は、いくらになるのでしょうか。1人世帯や2人世帯でも、まずは給水原価を割らない形にするべきだと思います。また、案3では、

大企業や店舗、工場などは現在の負担が大きいと、負担を下げるのが特徴になっていると思います。

大口の負担を下げれば、多くの企業が東海市に集ってくるのではないかと考えています。したがって、給水原価を割らない金額を基準として料金改定を検討してみてもいいと思います。

会 長：案１、案２、案３ともに、年２１億円を確保するという前提でシミュレーションしてあると思いますが、小口径は給水原価を割っているのでしょうか。

事務局：今回お示しした案１、案２、案３のすべてについて、１３ミリ、２０ミリの方は給水原価を下回ります。ご意見にある、１３ミリ、２０ミリに関しても給水原価を払うべきとの考え方は正論であると考えます。

ただし、全体としては、すべての方に給水原価以上を支払っていただかなくても、逓増制の考え方を採用するならば必要な料金収入は確保できると思います。もちろん、逓増制を止めて、一律単価を検討するという考え方もあります。一律単価の場合は、すべての項目で給水原価を上回らなければなりませんが、今の逓増制を残す場合は、給水原価を下回っているからといってただちに問題視することはありません。この点については、全体の議論の中で進めいきたいと考えております。

委 員：案１、案２、案３について、大口、小口のバランスをとることが必要だとの指摘を先ほど別の委員さんからいただきました。いずれにしても、当面こういった値上げのお話がないのであれば、改定後のある程度の期間の収入が維持できる案を考えた方がよいと思います。個人的な意見としては、案３は少し極端かなと感じる部分があるため、案２がよいのではないかと思います。

委 員：２２ページの平成２１年の引き下げ前の段階に戻した方がよいのかなと思います。そうすると、次に値上げする際にも段階を踏むことができます。全国的に水道管が破裂したり陥没事故が発生しており、高度成長期に埋設した水道管の布設替えが必要であることが考えられるため、値上げするには良いタイミングかもしれません。また、先ほど別の委員が言われたように、１６．８％ではなく１８％ぐらいまで上げると、次回の見直しがある程度先になるかもしれません。

委 員：自分の家は二人世帯なので、そんなに大変な値上げだとは思っていませんが、

案１、案２、案３といった選択肢がある中で、私としては案２を選んだ場合、値下げ前の段階に戻っただけなので、今後人口減少の中で収入が不足しさらに深刻な状況にならないかが気になります。

委員：水道事業を安定的に経営していくためには、料金を上げなければならないのかなと思います。しかし、消費者の立場としては、今の時代において何かも価格が上昇しているため、心配しています。また、水道料金がさらに上がるのではないかという思いも抱いています。ただ、委員の皆様と共に考え、適正に値上げを行うのであれば、受け入れようと考えています。やはり、水道は毎日の生活に欠かせものであり、絶対に必要なものだと思っています。その維持のため、値上げを避けられないとも考えています。

会長：皆さんにいろいろとご審議いただきました。案１から案３までどの案を採用するかを悩まれたと思います。答申を出すにあたり、皆さんのご意見を伺いながら、事務局と調整をとらせていただきたいと思います。答申書案は、改めて委員の皆様には文書できちんと伝え、確認させていただく形でよろしいでしょうか。

事務局：そのような進め方で、結構です。皆さんの意見を伺って、少し気になった点があるので、その点だけ再度説明させていただきます。今回の３つの案を提案させていただいたのですが、３案とも得られる料金総額は変わりません。市に入ってくる料金の総額はすべて同じになります。

今回の議論は、総額１６．８％の値上げを誰にどのくらい負担していただくのかという議論ですが、議論の１つの観点として公平であるべきと考えています。ただ、公平とは何かというと、非常に難しいところがあると思います。例えば、１世帯、皆さん１，０００円上げます。それは大企業であっても、小規模の使用者でも１，０００円上げるというのも公平だと思います。一方で、率として一律上げることも公平で、みんな１６．８％上げましょうというのも一つの公平だと思います。そうすると、大企業の方は額として大きくなり、単身世帯は逆に少なくなります。公平をどのようにとらえていくかが、議論の中で必要と考えています。過去の東海市の状況を見てバランスを考えると、小口径の人たちの負担が少ないので、今回の改定ではその負担の適正化も図りたいと考え、今回の上げ幅は、大口径の方は金額が少なく、小口径の方を少し多く負

担するというコンセプトにしました。

その中で小口径の上げ幅をどのくらい大きくするかを検討したところ、案3まで上げ幅を大きくすると、大口径のところは逆に値下げになり、それに対しての批判も想定されます。

委員：案3ですと、今お話があったように、大口の方が値下げということになると、今後は値上げしていかなければならないという中で誤解されてしまう可能性があります。また、今後値上げが難しくなるのではないかという懸念も感じます。

相対的に所得の低い若者や、高齢の一人暮らしの方々への影響が大きいため、案3は少し極端すぎるのではないかと感じました。それでも、先ほど固定費の比率が東海市は全国平均と比べて高いという事情があるため、基本料金比率を上げていくことは重要です。その際に、案1よりも案2の方が良いのではないかと思います。

案2について、例えば従量料金で10 m³以下の部分は一律65円という引き下げ前に戻す考え方ですが、6 m³から10 m³については65円に戻しておいて、一方、5 m³以下のところは65円まで戻さないとした場合、従量料金収入の足りない分をどのように賄うかが問題になります。それを解決するには基本料金を全体的に引き上げるという試算が必要になります。平成21年の段階まで戻すという説明は分かりやすいと思いますが、その中でも少しでも小口の方に寄り添うメッセージの方が、説明しやすいのではないかと感じました。

会長：先ほどからお話ししているとおりですが、水道料金の収入と支出のバランスについての議論のみであれば、赤字を出さない方がよいというのは明白です。しかし、将来の人口のバランスや産業の発展についての議論が現実的に絡んできたとき、我々はどこまで責任を負うのかという点が気がかりです。

単身世帯については、若い単身者と高齢者の単身者が増加する中で、福祉施策を充実させることを求めたり、子育て世代に対する支援を強化することで、結果的に水道料金の問題を解決できるようにすることを提案したいと思います。このように、総合的な政策判断を行政にお願いしたいと思います。

我々はこのような課題を非常に懸念しておりますので、ぜひ行政施策の観点からも検討していただきたいと思います。

委員：料金の改定時期はいつごろになりますか。

事務局：料金改定は、令和８年度に実施できるようにしなければ、資金不足に陥る可能性があります。そのため、令和８年度に改定できるよう検討しています。

会 長：したがって、審議会として意見を出したとしても、その後に市の内部での検討を進められると思いますので、市に対して宿題を出すという形で、答申をまとめていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。案１、案２、案３のいずれを採用するかではなく、職務代理者と一緒に、最終的に皆様の発言を確認した上で答申するようにいたします。

（事務局から３２ページから４１ページまで加入負担金について説明）

会 長：拡張事業費の支出が多かったため、その差額は留保資金で賄われており、今回は、令和８年度から改定ができれば、そこからは留保資金を使わなくて済むという理解でよろしいでしょうか。過去の分については、既にすべて賄っているということでしょうか。

事務局：はい、そのとおりです。

委 員：２点ほど質問があります。一つ目は、これまで足りない部分を留保資金で補填してきたということですが、今後国庫補助金を受けられる可能性があるのかどうか。二つ目は、４０ページの他市との比較についてですが、他の市はどうしてこれほど加入負担金が少ないのでしょうか。なんとなく東海市は、効率的に運営しており、料金についても安価なイメージがありますが、その点についても教えてほしいと思います。

事務局：全ての拡張事業について補助が出るわけではありません。補助要綱のメニューの中では、耐震化に対する補助もありますが、補助の要件に水道料金が全国平均以上でないといけないというものがあり、東海市は水道料金が全国平均を下回っていたため、ここ数年は補助を受けられませんでした。しかし、水道の所管が厚生労働省から国土交通省に移った関係で、補助の考え方も変わり、令和６年度は東海市としては３年ぶりに、国庫補助金を受けられることになりました。補助に対する考えも変わってきておりますので、令和８年度以降ももらえるのではないかと思います。

他市との比較では、拡張事業など投資的経費が多いところは負担金が大きくなっています。東海市も区画整理等の拡張整備があるため、負担金が大きくな

っています。

委員：二つほど質問があります。35ページのグラフでは、平成25年から令和5年まで拡張事業費がずっと加入負担金収入を上回っています。加入負担金を見直すことで、将来的にはその負担金で事業が賄えるようになるのでしょうか。

もう一つの質問ですが、加入負担金には定期的に見直すというルールがあるのでしょうか。水道料金を含めた見直しのルールが特に存在しない場合、見直しのルールを検討することも一つの選択肢ではないかと思います。

事務局：1点目については、基本的な考え方としては、拡張事業費は加入負担金で賄うものです。ただ、拡張事業には多い年と少ない年があり、また、国庫補助金を充てて拡張事業の工事を行っていることもあるため、一概に加入負担金が不足しているとは言えません。しかし、不足している状況が継続するのは良い状況ではないので、見直しが必要だと考えています。

2点目については、現在、見直しに対しての明確なルールはありません。東海市の過去の運用では、水道料金の改定に合わせて、料金だけでなく加入負担金も見直しをしています。今後については、何らかのルールや考え方の軸を整理する必要があると考えています。

委員：ただいま事務局の方からお話を伺いましたが、やはりこのタイミングで値上げをしていく必要があるのかなと思います。物価等が上昇していることから、見直しが必要な状況であると考えます。

委員：加入負担金の見直しが平成9年から変更がないという点について、改定の時期を見直した方が良いと考えます。この先、その拡張事業が減少する可能性も考えられますが、今後も東海市は他の市町と比べて区画整理が多く行うと思うため、継続することを前提にすれば、やはり適度な見直しが必要です。

また、先ほど別の委員が述べたように、見直しの時期についてルール化すべきだと思います。例えば、3年から5年ごとに見直しを行う考え方もありますが、総合計画のように10年ごとのスパンで行うのも一つの手だと感じています。

委員：私は今の段階で、負担金を上げるべきだと思います。先ほどの話に戻ってしまっていますが、15.8%でなく、もっとそれ以上上げるというのも一つの手かなと思います。

委員：時機を見てあげるのは仕方ないと思います。

委員：一つには、この加入負担金が平成9年からずっと上がっていないという理由として、見直しが放置されていたのかと思います。また、添付されている資料には4人家族の情報がありますが、1人または2人のワンルームの場合、加入負担金の額も変わってくるのではないかと思います。

事務局：加入負担金の見直しが平成9年を最後に行われなかった理由については、先ほどの説明のとおり、今までは水道料金の増額改定のタイミングで見直しを行っており、平成9年以降に水道料金の増額改定が行われていなかったため、見直しを行わなかったというのが理由です。

また、標準的な一戸建てにおいては、大体20ミリの水道メーターが設置されますが、ワンルームの場合は、現在も13ミリの水道メーターを新設するケースがあり、その際には加入負担金はもう少し安くなります。

会長：39ページの改定案で皆さん承認ということによろしいでしょうか。もう一つ、委員からも提案がありましたが、3年や5年、10年など、何か区切りを設けてその際に検討することが大切だと思います。ただ、拡張事業がいずれ縮小する可能性もあるため、定期的に見直しを行う機会をもうけていただくよう、ご検討いただきたいと思います。

委員：この審議会は、過去にも開催されていたのでしょうか。

事務局：審議会は常に組織していましたが、会議については、何か議題があるときに招集していきまして、多くの場合、水道料金や下水道使用料の改定時に集まっていたいておりました。そのため、開催していない年も多々ありました。

会長：過去に、加入負担金を上げる議論はあったのですか。

事務局：平成21年も同様に審議会を開催しましたが、その際には加入負担金の見直しは検討しませんでした。

会長：水道料金を下げる余裕もあり、そのときには見直さない事情があったのだと思います。最後に、その他ですが、事務局から何か連絡事項等がありますか。

事務局：今後の進め方について、少し説明させていただきます。

本日、料金改定につきまして、会長からご案内があった通り、審議会での意見を踏まえ、会長と職務代理者、および事務局で少し整理をします。整理した内容を改めて皆様に書面で、答申案の草案としてまとめたものをお届けする予

定です。それについて、何かご意見やご感想、修正点などを伺い、それを最終的な答申書の案としてまとめ、皆様に再度お届けします。その上で、次回の運営審議会を開催し、答申書案の最終的な確認を行い、市長に答申する形で進めていきたいと思います。

会 長：それでは、これで会議を終了します。